

議案第 8 5 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自動二輪車 道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

第 2 条の 2 ただし書中「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び自動二輪車」に改める。

別表第 1 杉並区立西荻窪北自転車駐車場の項を削る。

別表第 2 の 1 の部原動機付自転車の項を次のように改める。

原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下のもの又は定格出力が 1. 0 0 キロワット以下のものに限る。）	1 階	無	4, 2 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	2 0, 2 0 0 円	2 0 0 円
-----------------------------------------------------------------------	-----	---	------------	--------------	--------------	---------

別表第 2 の 2 の部中「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改め、同部原動機付自転車の項を次のように改める。

原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下のもの又は定格出力が 1. 0 0 キロワット以下のものに限る。）	1 階	有	4, 2 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	2 0, 2 0 0 円	2 0 0 円
-----------------------------------------------------------------------	-----	---	------------	--------------	--------------	---------

別表第 2 の 2 の部に次のように加える。

自動二輪車（総排気量が						
-------------	--	--	--	--	--	--

0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。)	1階	有	8,400円	23,900円	40,300円	400円
--------------------------------------------	----	---	--------	---------	---------	------

別表第2付記1中「原動機付自転車」の次に「及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）」を加え、「とする」を「とし、自動二輪車（総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。）にあつては規定使用料から1月当たり800円を減じた額とする」に改める。

附 則

- この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び別表第2の2の部の改正規定（「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改める部分に限る。）は同年3月1日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2ただし書に規定する自動二輪車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

自動二輪車に係る駐車場の使用料を定める等のほか、西荻窪北自転車駐車場を廃止する必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(駐車することができる車両)</p> <p>第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、<u>自転車、原動機付自転車及び自動二輪車</u>を駐車することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(駐車することができる車両)</p> <p>第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、<u>自転車及び原動機付自転車</u>を駐車することができる。</p>